

【別表】

■ 動力船航行区域

- 速度制限(徐行・減速)、急発進・急加速・急転回の禁止、非動力船の原則進入禁止。
- 河川管理者が許可した行為あるいは、漁業に従事している船舶又は作業船については、適用を受けない。

■ 動力船航行禁止区域

- 漁協へ船の申請を行い、組合配布のフラッグ、ステッカーを付けた船に限り、速度制限(徐行・減速)・急発進・急加速・急転回の禁止を行った上で、7, 8月の期間を除き航行可能。

◎ 地図上①、②、③は通年航行禁止。

- 河川管理者が許可した行為あるいは、漁業に従事している船舶又は作業船については、適用を受けない。

■ 動力船航行禁止区域(救助)

- 地図上①、②、③、④の黄色線区域は動力船の原則進入禁止。ただし人命救助、事故回避に関わる行為を行う動力船がいる場合は、当該動力船が優先して航行する区域。

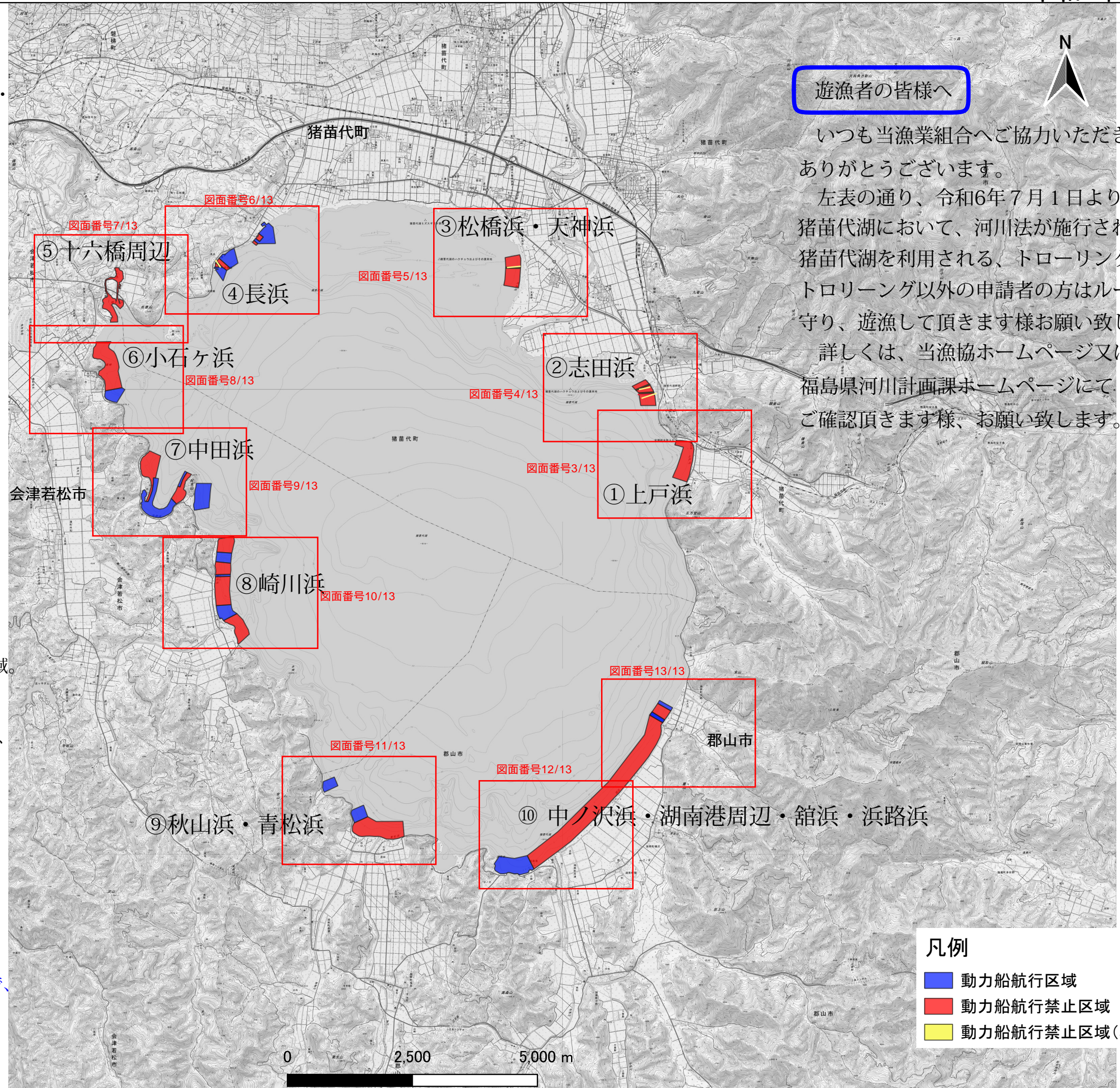
- 地図上④の区域は、速度制限(徐行・減速)・急発進・急加速・急転回の禁止を行った上で、7, 8月を除き、適用を受けない。

- 河川管理者が許可した行為あるいは、漁業に従事している船舶又は作業船については、適用を受けない。

※上記の航行区域・禁止区域以外の

岸から300mの区域は速度制限(徐行・減速)・急発進・急加速・急転回の禁止を行った上で、航行可能。

令和6年7月1日より施行



遊漁者の皆様へ

いつも当漁業組合へご協力いただきまして、ありがとうございます。

左表の通り、令和6年7月1日より猪苗代湖において、河川法が施行されます。猪苗代湖を利用される、トローリング、トロリング以外の申請者の方はルールを守り、遊漁して頂きます様お願い致します。

詳しくは、当漁協ホームページ又は福島県河川計画課ホームページにてご確認頂きます様、お願い致します。

凡例

- 動力船航行区域
- 動力船航行禁止区域
- 動力船航行禁止区域(救助)